

	資料提供
	令和4年12月14日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課 (田中、寺坂)
電話	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況 (第 16 報、焼却処理の完了)

※ _____ が変更点

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分(12月1日午前5時開始)

12月3日午後1時25分終了 殺処分羽数：105,505羽

(2) 焼却(12月1日午後7時開始)

12月14日午前7時40分終了

(3) 汚染物品の処理、農場内の清掃、消毒 [防疫措置完了]

12月5日午後5時終了

2 今後の見込み

(1) 搬出制限区域の解除

・12月16日(金)午前0時に搬出制限区域を解除(発生農場の防疫措置完了後10日)

・搬出制限区域解除後、消毒ポイント4か所(国道9号伏野パーキング、八東水パーキング、国道9号バイパス湯山トンネル東側パーキング、鳥取市河原町徳吉 国土交通省車両基地前)を廃止、消毒ポイント1か所(山陰道 鳥取市良田チェーン脱着場)の運営時間を変更(24時間→20時間(0:00~20:00))

(2) 移動制限区域の解除

・12月27日(火)午前0時に移動制限区域を解除(発生農場の防疫措置完了後21日)

・移動制限区域解除後、残りの消毒ポイント1か所(山陰道 鳥取市良田チェーン脱着場)を廃止

※消毒ポイントの詳細については、別途ホームページに掲載します。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。